

王子公園再整備事業
事業契約書（案）

令和6年7月

神戸市

神戸市（以下「市」という。）と【JV名】（以下「事業者」という。）¹は、王子公園再整備事業（以下「本事業」という。）に関し、本施設の設計、建設、工事監理に係る業務に関する「王子公園再整備事業 事業契約」（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 事業名 王子公園再整備事業
- 2 事業場所 神戸市灘区王子町2・3丁目、青谷町1丁目 他
- 3 事業期間 自 神戸市議会におけるこの契約議案の議決のあった日
至 令和13年3月31日
- 4 契約金額 金●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金●●円)
- 5 契約保証金 本契約第9条の定めるところによる。

上記の事業について、市と事業者は、各々対等な立場における合意にも基づいて、次の条項によって本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約は仮契約とし、神戸市議会において、地方自治法（昭和22年法律第67号。その後の改正を含む。）第96条第1項第5号及び市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第84号。その後の改正を含む。）の規定による契約締結にかかる市議会の可決を得たときに効力を生ずるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

神戸市

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市長

事業者【JV名】

代表企業

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

¹ 本契約は、共同企業体（JV）が組成されることを前提としています。その他、事業者選定後、提案内容に応じて適宜、必要な個所を調整いたします。

構成員

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

構成員

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

【目次】

第1章 総則	1
第1条 (目的等)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (本事業の概要及び日程)	3
第4条 (事業者の目的及び第三者への業務委託等)	3
第5条 (許認可等及び届出等)	5
第6条 (本事業関連書類の遵守)	5
第7条 (総合工程表及び計画書等の提出)	6
第8条 (事業者の体制)	6
第9条 (契約保証金)	6
第10条 (工事用地の確保等)	8
第11条 (事前の調査及び近隣住民等との調整)	8
第12条 (第三者に及ぼした損害)	9
第13条 (本事業関連書類の変更)	9
第2章 本施設の整備	10
第14条 (基本設計の実施)	10
第15条 (基本設計図書の提出及び確認)	11
第16条 (実施設計の実施)	11
第17条 (実施設計図書の提出及び確認)	12
第18条 (設計の変更等)	12
第19条 (設計に関する増加費用等の取扱)	13
第20条 (本施設の建設等)	13
第21条 (建設業務の進捗状況の報告)	15
第22条 (工事監理の実施等)	15
第23条 (埋設物及び土壌汚染等による建設障害)	16
第24条 (解体撤去工事の確認)	16
第25条 (備品等の設置)	17
第26条 (本施設の完成検査)	17
第27条 (本施設の完成確認)	18
第28条 (本施設の完成の遅延)	18
第3章 本施設の引渡し	19
第29条 (本施設の引渡し)	19
第30条 (処分の禁止等)	19

第 31 条 (契約不適合責任)	20
第 4 章 施設整備費等の支払	21
第 32 条 (施設整備費等の支払)	21
第 33 条 (施設整備費等の改定、減額及び支払の留保)	22
第 5 章 改善要求	22
第 34 条 (改善要求)	22
第 6 章 法令等の変更又は不可抗力	23
第 35 条 (法令等の変更)	23
第 36 条 (不可抗力)	23
第 7 章 本契約の期間及び解除	24
第 37 条 (本契約の期間)	24
第 38 条 (建設業務の開始前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	24
第 39 条 (建設業務の開始前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)	27
第 40 条 (建設業務の開始前の不可抗力又は法令等の変更による契約の解除)	28
第 41 条 (本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	28
第 42 条 (本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)	29
第 43 条 (本施設引渡し前の不可抗力又は法令等の変更による契約の解除)	30
第 44 条 (市による任意解除)	30
第 45 条 (終了手続きの負担)	30
第 8 章 表明・保証及び誓約	30
第 46 条 (事業者による表明・保証)	30
第 47 条 (事業者による誓約)	32
第 9 章 一般規定	32
第 48 条 (事業者の守秘義務)	32
第 49 条 (知的財産権)	32
第 50 条 (損害賠償)	34
第 51 条 (保険)	34
第 52 条 (権利の譲渡等)	34
第 53 条 (違約金等に係る利息の算定)	34
第 54 条 (本契約に係る日割計算)	35
第 55 条 (請求、通知等の様式その他)	35
第 56 条 (信義誠実等の義務・疑義の決定)	35
第 57 条 (修正・変更)	35
第 58 条 (準拠法)	35

第 59 条	(裁判管轄等)	35
第 60 条	(業者調査への協力)	36
第 61 条	(その他)	36
別紙 1	事業日程	37
別紙 2	各業務の委託又は請負企業一覧	39
別紙 3	施設整備費等の支払方法	40
別紙 4	施設整備費等の改定方法	42
別紙 5	モニタリング実施要領	43
別紙 6	構成員一覧	47
別紙 7	構成員誓約書の様式	48
別紙 8	保険	50

事業契約書（案）

第1章 総則

第1条 （目的等）

本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第2条 （用語の定義）

本契約において用いる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、次に定めるところによる。

- (1) 「解体対象施設」とは、入札説明書等に示す、本契約に基づき事業者が解体撤去を行う施設を個別に又は総称していう。
- (2) 「解体撤去工事」とは、解体対象施設の解体撤去に係る工事をいう。
- (3) 「共同企業体協定書」とは、事業者の組成又は運営に係る契約（その名称を問わない。）をいう。
- (4) 「許認可等」とは、本事業の遂行に必要な許可、認可、登録、届出、第三者認証及び資格等（本事業の遂行のために必要な環境対策及び近隣対策を含むが、これに限られない。）をいう。
- (5) 「協力企業」とは、本事業に関する各業務を構成員とともに事業者から直接受託又は請け負う企業であって、構成員に該当しない者という²。
- (6) 「建設企業」とは、【構成員のうち、／事業者からの請負に基づき、】³本事業における建設業務を実施する企業をいう。
- (7) 「建設業務」とは、要求水準書に定める建設業務（解体撤去工事に係る業務及び建設工事に係る業務を含む。）をいう。
- (8) 「建設工事」とは、本施設の建設に係る工事をいう。
- (9) 「工事監理企業」とは、【構成員のうち、／事業者からの委託に基づき、】本事業における工事監理業務を実施する企業をいう。
- (10) 「工事監理業務」とは、要求水準書に定める工事監理業務をいう。
- (11) 「構成員」とは、別紙6に記載の事業者の組合員たる企業をいう。
- (12) 「施設整備費等」とは、本契約に基づく業務に係る対価をいうものとし、設

² 本業務の一部を担当する者のうち共同企業体（JV）の構成員とならない者を協力企業として本協定書の当事者に含めることを前提としていますが、提案内容に応じて調整します。

³ 建設業務を担当する企業が構成員となるかどうかにより記載を調整する予定です。「工事監理企業」及び「設計企業」についても同様です。

計業務費、建設業務費、工事監理業務費、その他費用により構成される。

- (13) 「備品等」とは、入札説明書等に示す、本契約に基づき事業者が調達する什器・備品をいう。
- (14) 「成果物」とは、本契約の履行に関し、事業者が市に提出した文書、図面、写真、映像等の一切をいう。
- (15) 「設計企業」とは、【構成員のうち、／事業者からの委託に基づき、】設計業務を実施する企業をいう。
- (16) 「設計業務」とは、要求水準書に定める設計業務をいう。
- (17) 「設計・建設期間」とは、本契約締結日から本引渡予定日までの期間をいう。
- (18) 「設計図書」とは、事業者が市に提出した基本設計図書（第 [14] 条第 5 項に定義する。）及び実施設計図書（第 [16] 条第 5 項に定義する。）を総称していう。
- (19) 「提案書」とは、事業者が本事業に関する入札手続において市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（事業者が提出した提案書の中で市が不要又は要改善と判断し、事業者と協議の上変更した場合には、変更後の内容）をいう。
- (20) 「代表企業」とは、構成員のうち事業者を代表する企業である【代表企業名】をいう。
- (21) 「入札説明書等」とは、市が本事業の入札手続において配布した一切の資料（事業契約書（案）を除く。公表後の修正、質問回答（対話での確認事項を含む。）を含む。）をいう。
- (22) 「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な事象であり、かつ、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない、経験ある者によっても予見しえず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生防止手段を合理的に期待できない一切の事由をいう。
- (23) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (24) 「本供用開始予定日」とは、別紙 1 において定義される日程をいう。
- (25) 「本事業関連書類」とは、本契約、入札説明書等及び提案書を総称していう。
- (26) 「本事業敷地」とは、別紙 1 に記載された本事業の実施場所である敷地をいう。
- (27) 「本施設」とは、事業者が、本事業敷地に新たに整備する建物及びその附属物並びにその他本事業敷地上に整備する一切の工作物をいう。

- (28) 「本着工予定日」とは、別紙1において定義される日程をいう。
- (29) 「本引渡予定日」とは、別紙1において定義される日程をいう。
- (30) 「要求水準確認計画書」とは、第〔7〕条第3項において定義される意味を有する。
- (31) 「要求水準書」とは、市が令和6年7月31日付で公表した「要求水準書」（別紙を含む。要求水準及び提案の要件が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）及び入札説明書等に関する質問回答（対話での確認事項を含む。）のうち要求水準書に関するものをいう。なお、別紙のうち、参考資料は要求水準を構成せず、本事業の提案及び履行に際して適宜参照するものとする。

第3条 （本事業の概要及び日程）

- 1 本事業の概要は、次のとおりとし、詳細は本事業関連書類による。
 - (1) 事業者は、本事業関連書類に従って、解体対象施設を解体撤去する。
 - (2) 事業者は、本事業関連書類に従って、本事業敷地に本施設を整備する。
- 2 本事業にかかる日程は、別紙1のとおりとし、事業者は当該日程を遵守する。
- 3 前項の日程を変更するときは、市と事業者が協議して定める。但し、協議開始から3か月以内に（但し、市が合理的に認める場合は、市が定める3か月以上の期間内に）協議が調わないときは、市が決定して事業者に通知する。

第4条 （事業者の目的及び第三者への業務委託等）

- 1 事業者は、市の事前の書面による承認なく、本事業及びこれに付帯する業務以外の事業を行ってはならない。
- 2 事業者及び市は、本事業に関する各業務を、別紙2に記載の者が担当することを確認し、事業者は、市の事前の書面による承諾なく、本事業に関する各業務を受託し又は請け負うべき協力企業以外の者に、本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。また、事業者は、市の承諾を得て、第三者に本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせた場合、市の事前の書面による承諾なく、当該委託又は請負の内容を変更してはならない。
- 3 事業者が、本事業の全部又は一部を第三者に対して委託し、又は請け負わせる場合、本契約の定めに従い、全て事業者の責任及び費用負担においてこれを行うことを要し、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 市は、事業者が本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合において、当該第三者がその業務を行うに不相当と認めたときは、事業者に対し、理由を付記して、いつでもその交替を請求することができる。事業者は、かかる第三

- 者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用の支払又は損害の賠償を請求することはできない。
- 5 事業者は、第三者に本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる場合、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかにその契約書の写しを市に対して提出する。また、事業者は、当該契約が変更された場合、当該変更後速やかに、その変更契約書の写しを市に対して提出する。
 - 6 市は、事業者が本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる第三者がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法（昭和34年法律第137号。その後の改正を含む。）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、事業者に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
 - 7 事業者は、市が本事業敷地又は本施設に関連して別途業務を発注する第三者との間で、業務の円滑な遂行のために必要な調整及び協力を行い又は事業者が本事業の全部若しくは一部を委託し、若しくは請け負わせた第三者をして、行わせるものとする。
 - 8 本契約に基づく事業者の権利は、代表企業が事業者を代表して行う方法によるのみ行使できる。
 - 9 構成員は、本契約において設計業務、建設業務及び工事監理業務に関して事業者が負担する義務（損害賠償又は補償義務その他の支払債務を含む。）を、連帯債務として負担し、共同企業体協定書に当該義務の分担に関する規定があることをもって市に対抗することはできない。また、いずれかの構成員の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
 - 10 事業者が本契約の終了前に共同企業体協定書の規定に基づいて解散した場合であっても、構成員は、当該解散の事実を市の本契約に基づく権利の行使に対する抗弁事由とすることはできず、市に対して連帯して本契約に基づく責任及び義務を負担する。
 - 11 共同企業体協定書のいずれかの当事者に、本契約に基づく債務に関する債務不履行又は義務違反がある場合であっても、他の共同企業体協定書の当事者が、自らに帰責性がないこと若しくは義務違反がないこと、又は他の共同企業体協定書の当事者に共同企業体協定書上の違反行為があったことをもって、本契約に基づく債務の履行を免れることはできない。
 - 12 市は、本契約に基づき事業者に対して行う全ての行為（事業者に対する施設整備費等の支払いを含むが、これに限られない。）を、代表企業に対して行えば足りる。
 - 13 事業者は、共同企業体協定書を変更した場合には、速やかに、その謄本を市に提出する。
 - 14 事業者は、市の事前の書面による承諾なくして、代表企業又は自己の構成員を変更

してはならず、また自己を解散してはならない。

第5条 （許認可等及び届出等）

- 1 事業者は、本契約締結後、本事業関連書類に従い、許認可等の取得又は届出に係る工程表を市に提出し、市の確認を受けなければならない。
- 2 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可等（各構成員において必要となる一切の許認可等を含む。）は、事業者が自らの責任及び費用負担により取得し又は関連する構成員をして取得させる。また、事業者が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告（各構成員において必要となる一切の届出及び報告を含む。）は、事業者がその責任において作成し、提出し又は関連する構成員をして作成し、提出させる。但し、市が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について事業者の協力を求めた場合には、事業者はこれに応じる。また、建設業務の実施にあたり必要となる建築確認申請は、事業者が行うものとし、申請に係る費用は事業者が負担する。
- 3 事業者は、前項但書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等（各構成員において必要となる一切の許認可等を含む。）の取得及び維持に関する責任及び損害を負担する。
- 4 市は、事業者が市に対して書面により要請した場合、事業者による許認可等の取得（各構成員における許認可等の取得を含む。）について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。

第6条 （本事業関連書類の遵守）

- 1 事業者は、本契約を履行するに当たって、本事業関連書類を遵守する。
- 2 本契約、入札説明書等（要求水準書及び参考資料を除く。以下、本条において同じ。）、要求水準書及び提案書の内容に矛盾、齟齬があるときは、本契約、入札説明書等、要求水準書、提案書の順に優先して適用し、解釈する。なお、提案書の内容が入札説明書等又は要求水準書に定める水準を上回る部分については、その限りにおいて提案書の内容が入札説明書等又は要求水準書に優先する。
- 3 入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬がある場合には市及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。
- 4 提案書において入札説明書等を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）のあることが判明した場合、事業者は、自己の費用で、本事業の遂行に悪影響が生じない措置を講じて、未充足部分につき入札説明書等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じ、提案書を訂正しなければならない。なお、事業者は、本事業の落札者として選定されたことは、市により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解するものとする。

- 5 事業者は、本事業を遂行するに際し、王子公園再整備事業者選定委員会が提案書に関して述べた意見、その他市からの要望事項を、尊重しなければならない。ただし、当該意見及び要望事項が、入札説明書等から逸脱している場合は、この限りではない。
- 6 事業者は、提案書を変更して本契約を履行しようとするときは、市の事前の承認を受けなければならない。

第7条 (総合工程表及び計画書等の提出)

- 1 事業者は、本契約締結後速やかに、本事業関連書類に従い、本契約締結日から本引渡予定日までの解体対象施設の解体及び本施設に係る設計・建設・工事監理に関する工程を管理するための作業工程を記載した総合工程表（以下「総合工程表」という。）並びに各技術者及びその役割を記載した体制表（以下「体制表」という。）を市に提出し、市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に基づく市の承認を得た総合工程表又は体制表の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、本契約締結後速やかに、本事業関連書類に従い、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載した要求水準確認計画書（以下「要求水準確認計画書」という。）を市に提出し、市の承認を得なければならない。
- 4 事業者は、前項に基づく市の承認を得た要求水準確認計画書の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。

第8条 (事業者の体制)

- 1 事業者は、本事業に関する各業務の着手前に、入札説明書等に定める技術者等を配置し、氏名その他必要な事項について市の承諾を得なければならない。また、事業者は市の事前の承諾なく、各技術者等を変更することができない。
- 2 市は、技術者等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、理由を付記して、いつでもその交替を請求することができる。事業者は、かかる第三者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用の支払又は損害の賠償を請求することはできない。

第9条 (契約保証金)

- 1 事業者は、本契約の締結と同時に、施設整備費等の合計額の100分の10以上の金額を、契約保証金として市に納付し又はこれに代わる次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。但し、(i)事業者が、市を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の合計額の100分の10以上に当たる額の履行保

証保険契約を締結し、契約締結前にその履行保証保険契約に係る保険証券の原本を市に提出したとき、又は(ii)事業者が、〔建設企業をして、〕本施設の設計及び建設工事に関して、事業者を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の合計額の100分の10以上に当たる額の履行保証保険契約を締結【し／させ】、かつ、事業者の費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、市を質権者とする質権を設定したときは、本項に基づく契約保証金の納付又はこれに代わる次の各号に掲げる措置をとることを要しない。なお、本項但書に基づき履行保証保険契約が締結された場合において、本引渡予定日が遅延することが見込まれるときは、本引渡予定日までに、(a)第〔29〕条第1項に基づき本施設が市に対して実際に引き渡されるまでの期間が保険期間に含まれるよう、履行保証保険契約を変更し又は新たに加入した上で、上記(i)若しくは(ii)の措置をとり、又は(b)契約保証金の納付若しくは次の各号のいずれかに掲げる措置をとることを要する。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる市が承認する有価証券等の提供
 - (2) 市への引渡しまでの本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証（保証金額は、施設整備費等の合計額の100分の10以上の金額とする。）
 - (3) 市への引渡しまでの本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（保証金額は、施設整備費等の合計額の合計額の100分の10以上の金額とする。）
- 2 前項の契約保証金は、本契約に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
 - 3 第1項の契約保証金は、市への本施設の引渡後に事業者に戻還する。
 - 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
 - 5 第1項の契約保証金の金額は、同項に基づく契約保証金の納入後に施設整備費等の合計額が減額された場合には、これを変更せず、第1項に基づく契約保証金の納入後に施設整備費等の金額が増額された場合には、増額分につき第1項但書に定める措置をとる場合を除き、市が指定する期限までに、増額分の100分の10以上の金額を契約保証金として追加で市に納付し又はこれに代わる第1項各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。また、市が、契約保証金の金額が次項に定める事業者の金銭支払債務、損害賠償債務又は違約金債務に充当するための金額に不足すると認めて、事業者に対して増額を請求したときは、事業者はこれに応じるものとし、増額分につき第1項但書に定める措置をとる場合を除き市が指定する期限までに、当該増額分を追加で市に納付し又はこれに代わる第1項各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。
 - 6 市は、第1項の契約保証金の一部又は全部について、本契約に定める事業者の金銭支払債務、損害賠償債務又は違約金債務に充当することができる。また、市が本項

に基づき契約保証金を充当した場合には、事業者は、直ちに充当した金額に相当する金額を市に納付しなければならない。

第10条（工事用地の確保等）

- 1 市は、入札説明書等に定める事業敷地（以下「工事用地等」という。）を事業者が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。
- 2 事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、本事業関連書類の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が事業者の意見を聴いて定める。

第11条（事前の調査及び近隣住民等との調整）

- 1 事業者は、電波障害調査に加えて、本事業のために必要となる調査又は測量（現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定、生活環境に関する調査（交通量・風害・日照・景観等）を含むが、これらに限られない。）を実施しなければならない。
- 2 事業者は、前項の調査を実施する場合には、調査に着手する前に調査計画書を作成し、市に提出しなければならない。
- 3 事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならないが、事業者の事前調査の誤り又は過失に起因して市又は事業者が生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。但し、市が実施した調査、又は本事業敷地及び解体対象施設に関する市の貸与資料等の誤り、欠如若しくは不明瞭に起因して、市又は事業者が生じた損害、損失又は費用は、この限りでない。
- 4 事業者は、自らの責任及び費用負担で、本事業の実施に伴い近隣の住民及び環境に与える悪影響を最小限にするよう対策を講じるとともに、近隣住民等と調整を行わなければならない。市は、合理的範囲内でこれに協力する。なお、事業者は本項に

基づく対策及び近隣住民等との調整を実施するにあたり、事前にその内容及び実施時期等を市に通知し、確認を得なければならない。また、事業者は、近隣住民等との調整の不調を理由として本契約の義務の履行を免れることはできない。

- 5 市は、前項の定めにかかわらず、本事業の内容及び本事業それ自体に対する住民の反対運動又は訴訟については、市の責任で対処する。事業者は、合理的範囲内でこれに協力する。

第12条（第三者に及ぼした損害）

- 1 事業者は、本事業の実施に関連して事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、当該損害の一切を賠償しなければならない。
- 2 市は、第1項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、当該損害を負担する。但し、当該損害のうち工事の施工について事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本事業の実施に関連して第三者との間に紛争を生じた場合においては、市と事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第13条（本事業関連書類の変更）

- 1 市は、必要があると認めるときは、本事業関連書類（本契約を除く。以下、本条において同じ。）の変更を求めることができる。
- 2 事業者は、本事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。市は、各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、本事業関連書類の変更の協議を請求しなければならない。
 - (1) 要求水準書の誤謬、脱漏等があること。
 - (2) 本事業敷地又は解体対象施設の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、入札説明書等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
 - (3) 入札説明書等で明示されていない本事業敷地又は解体対象施設の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 3 事業者は、市による前2項の請求があった場合は、市が指定する期限までに、市に対して、当該変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 4 本事業関連書類の変更に関し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、本契約

の個別の条項に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び本契約、入札説明書等の不備又は（市の責めに帰すべき事由による）市による変更をいう。以下、本条において同じ。）により、本事業に係る費用が増加し、若しくは損害が発生した場合、市は、当該費用又は損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該費用又は損害を負担する。また、事業者の責めに帰すべき事由には、市以外の関係機関との協議により本事業関連書類を変更した場合を含む。
 - (3) 王子公園再整備基本計画【全体編】に記載される大学ゾーンに影響する部分は市と協議の上、決定するものとする。
 - (4) 法令等の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第6章の規定に従う。
- 5 本事業関連書類の変更に関し、市の責めに帰すべき事由により、本事業に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、市は、事業者と協議の上、市が定める期間、本引渡予定日及び本供用開始予定日の両方又はそのいずれかを変更する。

第2章 本施設の整備

第14条（基本設計の実施）

- 1 事業者は、本契約締結後、本事業関連書類に従い、本施設の基本設計（以下「基本設計」という。）を開始する。
- 2 事業者は、基本設計開始前に、本事業関連書類に従い、全体設計工程表（基本設計の着手から実施設計の成果物の引渡しまでの作業工程を記載したものをいう。）、基本設計の着手から基本設計の成果物の引渡しまでの作業工程を記載した基本設計工程表（以下「基本設計工程表」という。）及びその他の必要事項を記載した設計業務計画書（以下「設計業務計画書」という。）を市に提出し、市の承認を得る。事業者は、市の承認を得た設計業務計画書及び基本設計工程表の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、基本設計開始前に本施設の基本設計の方針（以下「基本設計方針」という。）を市に提出し、市の承認を得る。事業者は、市の承認を得た基本設計方針の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。
- 4 市は、事業者に対し、本施設の設計に関して意見を表明することができる。事業者は、市からの本施設の設計に関する意見を最大限考慮するものとし、市が基本設計に関して合理的な意見を述べた場合、事業者は、市と協議の上、市の当該意見に可

能な限り従わなければならない。

- 5 市は、基本設計図書（基本設計の成果物のうち、入札説明書等に示す基本設計図書をいう。以下同じ。）の提出を受けたこと又は前項に基づき本施設の設計に関する意見を表明したことを理由として、何らの責任を負うものではない。
- 6 事業者は、基本設計を行うに当たり、定期的に市との打合せを行い、本事業関連書類に従い、基本設計の進捗状況の報告・説明を行うとともに、必要に応じて基本設計の内容に関する協議を行う。
- 7 事業者は、基本設計図書の作成が完了するまでに、基本設計に基づいて本施設の建設にかかる概算工事費を算出し、第[15]条第1項に基づく基本設計図書の提出とあわせて、市に対して、当該概算工事費の算出結果を請負代金内訳書として提出しなければならない。

第15条（基本設計図書の提出及び確認）⁴

- 1 事業者は、基本設計の完了後遅滞なく、基本設計図書を市に提出し、〔設計企業とともに〕その説明を行う。
- 2 市は、前項に基づき提出された基本設計図書が、本事業関連書類その他市及び事業者の合意事項（基本設計方針を含む。）に従っていないと合理的に判断する場合には、事業者と協議の上、事業者の負担において修正することを求めることができる。市は、かかる修正を求めない場合は、基本設計図書の確認を事業者に通知する。
- 3 事業者は、前項の規定に基づき市より修正要求を受けた場合、〔設計企業をして〕速やかに基本設計図書を修正【させ／し】なければならない。この場合、事業者は、速やかに当該修正の結果について書面により市に報告し、確認を受けなければならない。当該修正により本事業に係る費用が増加した場合、当該費用は事業者の負担とする。
- 4 市は、第2項の修正要求又は確認を行ったことを理由として、何らの責任を負うものではない。
- 5 事業者は、第2項に規定する通知若しくは確認又は第3項に規定する確認を行った後に基本設計図書の変更を行う場合は、あらかじめ市の確認を受けなければならない。

第16条（実施設計の実施）

- 1 事業者は、前条に基づく基本設計図書の市による確認が完了した場合には、当該確認完了後遅滞なく、本施設の実施設計（以下「実施設計」という。）を開始する。
- 2 事業者は、実施設計開始前に、本事業関連書類に従い、実施設計の着手から実施設

⁴ 設計企業が構成員となるかどうかに応じて記載を調整する想定です。第18条及び第19条も同様です。

計の成果物引渡しまでの作業工程を記載した実施設計工程表（以下「実施設計工程表」という。）を市に提出し、市の承認を得る。事業者は、市の承認を得た実施設計工程表の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。

- 3 事業者は、本施設の実施設計の方針（以下「実施設計方針」という。）を市に提出し、市の承認を得なければならない。事業者は、市の承認を得た実施設計方針の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。
- 4 事業者は、実施設計を行うに当たり、定期的に市との打合せを行い、本事業関連書類に従い、実施設計の進捗状況の報告・説明を行うとともに、必要に応じて実施設計の内容に関する協議を行う。
- 5 事業者は、実施設計図書の作成が完了するまでに、第 [14] 条第 7 項及び実施設計図書（実施設計の成果物のうち、入札説明書等に示す実施設計図書をいう。以下同じ。）に基づき算出した総工事費内訳書を作成し、第 [17] 条第 1 項に基づく実施設計図書の提出とあわせて、市に対して提出しなければならない。

第17条（実施設計図書の提出及び確認）

- 1 事業者は、実施設計完了後遅滞なく、実施設計図書を市に提出し、〔設計企業とともに〕その説明を行う。
- 2 市は、前項に基づき提出された実施設計図書が、本事業関連書類その他市及び事業者の合意事項（実施設計方針を含む。）に従っていないと合理的に判断する場合には、事業者と協議の上、事業者の負担において修正することを求めることができる。市は、かかる修正を求めない場合は、実施設計図書の確認を事業者に通知する。
- 3 事業者は、前項の規定に基づき市より修正要求を受けた場合、〔設計企業をして〕速やかに実施設計図書を修正【し／させ】なければならない。この場合、事業者は、速やかに当該修正の結果について書面により市に報告し、確認を受けなければならない。当該修正により本事業に係る費用が増加した場合、当該増加費用は事業者の負担とする。
- 4 市は、第 2 項の修正要求又は確認を行ったことを理由として、何らの責任を負うものではない。
- 5 事業者は、第 2 項に規定する通知若しくは確認又は第 3 項に規定する確認を行った後に実施設計図書の変更を行う場合は、あらかじめ市の確認を受けなければならない。

第18条（設計の変更等）

- 1 市は、第 [15] 条及び第 [17] 条に定める場合のほか、必要があると認めるときは、事業者に対して、事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、本施設の設計の変更を求めることができる。

- 2 事業者は、市が指定する期限までに、市に対して、当該設計の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、市は、必要があると認めるときは、工期の延長又は短縮について、事業者と協議するものとする。その場合、市は、本事業の工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第19条（設計に関する増加費用等の取扱）

- 1 本施設の設計の変更に関し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、本契約の個別の条項（第 [15] 条及び第 [17] 条を含む。）に定めるほか、次のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、本契約、入札説明書等の不備又は（市の責めに帰すべき事由による）市による変更、及び前条に基づく本施設の設計の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）をいう。以下、本条において同じ。）により、本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合、市は、事業者と協議の上、当該費用又は損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該費用又は損害を負担する。また、市以外の関係機関との協議により本事業関連書類を変更した場合を含む。
 - (3) 王子公園再整備基本計画【全体編】に記載される大学ゾーンに影響する部分は市と協議の上、決定するものとする。
 - (4) 法令等の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第6章の規定に従う。
- 2 本施設の設計の変更に関し、市の責めに帰すべき事由により、本事業に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、市は、事業者と協議の上、市が定める期間、本引渡予定日及び本供用開始予定日の両方又はそのいずれかを変更する。

第20条（本施設の建設等）

- 1 事業者は、建設業務を、本事業関連書類、総合工程表、体制表、設計図書及びその他市と事業者の打合せによる合意事項に従って実施する。なお、事業者は、自らの責任及び費用負担において、建設業務にあたって必要になる資材置き場を確保する。但し、事業者の申出により、合理的な理由がある場合は、市及び事業者は、本着工予定日を変更することができる。
- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、建設工事着手の7日前（開庁日（神戸市の休日

を定める条例（平成3年3月28日条例第28号）第2条に規定された市の機関の休日以外の日を数えるものとする。）までに、建設業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の建業務計画書（以下「建設業務計画書」という。）を市に提出し、市の確認を受けなければならない。市の承認を受けた建設業務計画書を変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

- 3 事業者は、本事業関連書類に従い、建設業務に関する工程表（全体施工工程表、月間工程表、週間工程表及び工種別工程表を含む。）を業務の進捗に応じて随時市に提出し、市の確認を受けなければならない。
- 4 解体撤去工事又は建設工事に関し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、本契約の個別の条項に定めるほか、次のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、本契約、入札説明書等の不備又は（市の責めに帰すべき事由による）市による変更、及び第[18]条に基づく本施設の設計の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。以下、本条において同じ。）をいう。）により、本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合、市は、当該費用又は損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該費用又は損害を負担する。また、市以外の関係機関との協議により本事業関連書類を変更した場合を含む。
 - (3) 王子公園再整備基本計画【全体編】に記載される大学ゾーンに影響する部分は市と協議の上、決定するものとする。
 - (4) 法令等の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第6章の規定に従う。
- 5 市の責めに帰すべき事由により、解体撤去工事又は建設工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、市は、事業者と協議の上、市が定める期間、本引渡予定日及び本供用開始予定日の両方又はそのいずれかを変更する。
- 6 事業者の責めに帰すべき事由により建設業務の開始日が本着工予定日（第1項但書により変更された場合には変更後の日とする。本項において、以下同じ。）よりも3か月以上遅延した場合、市は、事業者に対し、違約金として、本着工予定日の翌日を起算日とする建設業務の開始日の遅延日数に応じ、建設業務の開始が遅延している施設整備費等の合計額に対し、本契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。その後の改正を含む。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求することができる。なお、市に当該違約金を超える損害があるときは、市は、事業者に対し、その損害額を請求することができる。

第21条（建設業務の進捗状況の報告）⁵

- 1 事業者は〔建設企業をして〕、第〔29〕条に基づく本施設の引渡しがなされる日までの期間中の建設業務の進捗状況を管理及び把握し、毎月、四半期ごと、年度ごとの建設業務の進捗状況並びに施工管理の状況を記録した業務報告書（月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書）を作成の上、作成対象期間の翌月5日（開庁日（神戸市の休日をも定める条例（平成3年3月28日条例第28号）第2条に規定された市の機関の休日以外の日をいう。以下同じ。）でない場合は次の開庁日）までに市に対して提出する。
- 2 事業者は〔建設企業をして〕、建設業務の着工から本施設の完成まで、本事業関連書類に従い、工事現場に建設業務に係る工事記録及び施工体制台帳を整備【し／させ】なければならない。
- 3 市は、建設業務の期間中、事業者に対し、前2項に係る事項について報告を求めることができる。また、市は必要と認めた場合には、施工状況の重点的な確認を随時行うことができる。
- 4 市と事業者は、建設業務と市が実施する関連工事との連絡調整を目的として、定期会議を開催する。定期会議の時期や回数等については、建設業務着手に先立ち、市と事業者による協議で決定する。

第22条（工事監理の実施等）

- 1 事業者は、建設業務着手の着工日の14日前までに、市に対して提案書の詳細説明及び協議を実施するとともに、本事業関連書類に基づき、建設工事着手の7日前までに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の工事監理業務計画書（以下「工事監理業務計画書」という。）を市に提出し、市の承認を受けなければならない。市の承認を受けた当該工事監理業務計画書を変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。
- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、前項の定めるところに従って、〔工事監理企業をして、〕市の承認を得た工事監理業務計画書に基づき、工事監理業務を行【う／わせる】。
- 3 事業者は、〔工事監理企業をして、〕市に対して、本事業関連書類に従い、工事監理に関する記録簿を作成【し／させ】たうえで、工事の着手後、第〔29〕条に基づく本施設の引渡しがなされる日までの期間中の建設業務の工事監理の状況（設計図書に照らした施工図等の検討、並びに施工内容及び設計図書の照合及び確認を含むが、これらに限られない。）について、〔工事監理企業に〕毎月、四半期ご

⁵ 建設企業及び工事監理企業が構成員となるかどうかに応じて記載を調整する想定です。第8条、第24条及び第34条も同様です。

と、年度ごとの業務報告書（月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書）を作成【し／させ】、作成対象期間の翌月5日（開庁日でない場合は次の開庁日）までに市に対して提出するとともに、市の求めるところに従い、〔工事監理企業をして〕工事監理の状況について随時報告【す／させ】る。また、事業者は〔工事監理企業をして〕、建設業務の着工から本施設の完成まで、工事現場に建設業務に係る工事監理書類を整備【し／させ】なければならない。

- 4 前項にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、事業者は、〔工事監理企業をして、〕市に対し直ちにその状況及び対応方策を報告【し／させ】なければならない。
 - (1) 建設業務の実施中に事故が発生した場合
 - (2) 〔工事監理企業が〕設計図書に明らかな矛盾、誤謬若しくは脱漏又は不適切な納まり等を発見した場合
 - (3) 〔工事監理企業が〕建設業務の施工内容及び施工図が設計図書の内容に適合していることを確認できない場合
 - (4) その他緊急の報告が必要な場合
- 5 市は、必要と認めた場合には、随時、【事業者／工事監理企業】に建設業務に関する事前説明及び事後報告を求め〔、又は事業者に対して工事監理企業をして建設業務に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求め〕ることができる。

第23条（埋設物及び土壌汚染等による建設障害）

- 1 本契約の締結後に、本事業敷地に本施設を建設するに際し、土壌汚染、支障埋設物（埋蔵文化財、地下構造物及び建設ガラを含むが、これらに限られない。）等の建設障害（以下「建設障害等」という。）が発見されたときは、市がその費用で対処するものとする。但し、市が本契約の締結時までに公表した資料に示された建設障害等から合理的に予測できる建設障害等の撤去及び対策等については、事業者がその費用で対処するものとし、市は補償、損害賠償等は一切行わない。なお、電波障害については、市はいかなる場合も補償又は費用負担等を行わない。
- 2 前項本文に基づき市が負担する事業者に対する損害賠償等は、市及び事業者が別途協議により決定した方法により支払う。
- 3 第1項の建設障害等が発見され、事業日程の変更が必要であると市が合理的に認めるときは、第〔3〕条第3項に従い、市は第〔3〕条第2項の日程の変更について協議に応じる。

第24条（解体撤去工事の確認）

- 1 事業者は、解体対象施設の全部又は一部の解体撤去工事が完了したときは、本施設

の全部又は一部の着工に先立ち、速やかに市に報告し、本事業関連書類に従って解体撤去工事に係る業務の成果物を市に提出し、当該解体撤去工事が、本事業関連書類、総合工程表、体制表、設計図書及び市と事業者の打合せによる合意事項に従って整備されていることを、市に説明しなければならない。

- 2 市は、別段の合意がある場合を除き、前項の報告を受けた日から14日以内に、解体撤去工事が、本事業関連書類、設計図書及び市と事業者の打合せによる合意事項のとおり完成しているか否かを確認するため、事業者の立会いの上、解体撤去工事の完成確認を実施する。事業者は、市の解体撤去工事にかかる完成確認が行われた部分において、市の承諾を得た上で、建設工事に着手することができる。
- 3 前項の完成確認の結果、解体撤去工事の全部につき、本事業関連書類、設計図書、及び市と事業者の打合せによる合意事項のとおり完成していることを確認したときは、市は、事業者に対して解体撤去工事に係る完成確認の結果を通知する。
- 4 第2項の完成確認の結果、解体撤去工事が、本事業関連書類、設計図書及び市と事業者の打合せによる合意事項の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対して是正を要求することができる。
- 5 事業者は、前項の規定に基づき、市より是正の要求を受けたときは、速やかに是正をしなければならない。かかる是正の結果について市に報告し、確認を受けなければならない。この是正により増加費用が発生した場合、当該増加費用は事業者の負担とする。
- 6 市は、前項の確認の結果、是正が適正に実施されていると認めるときは、第3項に従って事業者に対して完成確認の結果を通知する。なお、事業者は、第2項に定める場合を除き、当該完成確認の結果の通知を受けるまで、建設工事に着手してはならない。
- 7 事業者は、第3項又は前項に規定する完成確認の結果の通知のみを理由として、第[31]条に定める責任を免れるものと解してはならない。

第25条（備品等の設置）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、備品等を調達し、第[27]条の本施設の完成確認までに設置しなければならない。

第26条（本施設の完成検査）

- 1 事業者は、本施設の各施設が完成したときは速やかに、自己の責任において、本施設の各施設の完成検査（入札説明書等に示す施工者の検査及び監理者の検査を含む。以下、本条において同じ。）を行うものとする。
- 2 市は、事業者に対して、前項に規定する完成検査への立会いを求めることができる。但し、市は、かかる立会いの実施を理由として何らの責任を負担するものではない。

- 3 事業者は、完成検査に対する市の立会いの有無を問わず、市に対して完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

第27条（本施設の完成確認）

- 1 事業者は、前条第3項の報告とともに入札説明書等に示す完成図書を提出し、本施設が本事業関連書類、総合工程表、体制表、設計図書及び市と事業者の打合せによる合意事項に従って整備されていることを、市に説明しなければならない。
- 2 市は、別段の合意がある場合を除き、前項の報告を受けた日から14日以内に、本施設が、本事業関連書類、設計図書及び市と事業者の打合せによる合意事項のとおり完成しているか否かを確認するため、事業者の立会いの上、本施設の完成確認を実施する。但し、事業者は、遅くとも市が本施設の引渡予定日1か月前までに本施設の完成確認を実施できるようにしなければならない。
- 3 前項の完成確認の結果、本施設が、本事業関連書類、設計図書、及び市と事業者の打合せによる合意事項のとおり完成していることを確認したときは、市は、事業者に対して本施設に係る完成確認の結果を通知する。
- 4 第2項の完成確認の結果、本施設が、本事業関連書類、設計図書及び市と事業者の打合せによる合意事項の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対して是正を要求することができる。
- 5 事業者は、前項の規定に基づき、市より是正の要求を受けたときは、速やかに是正をしなければならない。かかる是正の結果について市に報告し、確認を受けなければならない。この是正により増加費用が発生した場合、当該増加費用は事業者の負担とする。
- 6 市は、前項の確認の結果、是正が適正に実施されていると認めるときは、第3項に従って事業者に対して完成確認の結果を通知する。
- 7 事業者は、第5項に規定する是正の結果、本施設の引渡しが遅延した場合は、第[29]条第3項の規定を適用する。
- 8 事業者は、第3項又は前項に規定する完成確認の結果の通知のみを理由として、第[31]条に定める責任を免れるものと解してはならない。

第28条（本施設の完成の遅延）

- 1 事業者は、本施設の引渡日が本引渡予定日より遅延することが見込まれるときは、遅くとも本引渡予定日の4か月前の日までに（但し、当該日より後に遅延の原因が生じたときは、当該原因の発生後速やかに）、当該遅延の原因及びその対応計画を市に通知しなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する対応計画において、本施設の引渡日の遅延を最小限とする対策を明らかにしなければならない。
- 3 市は、第1項の通知を受けた場合において、必要と認めるときは、第〔3〕条第2項の日程を同条第3項に従い変更するものとする。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由により本施設の引渡日が本引渡予定日より遅延した場合には、事業者は、第〔29〕条第3項に従って違約金を支払うとともに、これを超える損害を賠償しなければならない。

第3章 本施設の引渡し

第29条（本施設の引渡し）

- 1 市は、本施設の所有権を原始的に取得するものとし、事業者は、第〔27〕条第3項に基づく本施設の完成確認後速やかに、本施設を未使用の状態ですりに引き渡す。
- 2 本施設の引渡日は、第〔27〕条第3項に基づく本施設の完成確認通知発出日から1か月以内を目途とし、市と事業者が協議により定める日とする。
- 3 事業者の責めに帰すべき事由により本施設の引渡日が本引渡予定日（但し、事業者の責めに帰すべき事由により本引渡予定日に変更された場合には、当該変更前の本引渡予定日とする。本項において、以下同じ。）よりも遅延した場合、事業者は、市に対し、違約金として、本引渡予定日の翌日を起算日とする本施設の引渡日の遅延日数に応じ、引渡しが遅延している本施設に係る施設整備費等の合計額に対し、本契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。その後の改正を含む。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を支払うものとする。なお、市に当該違約金を超える損害があるときは、市は、事業者に対し、その損害額を請求することができる。
- 4 本施設の引渡し前に、本施設について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、事業者が負担する。但し、市の責めに帰すべき事由により生じた損害については、市が負担する。
- 5 本施設の所有権保存登記手続きは、市が行うものとする。

第30条（処分の禁止等）

- 1 本施設は、市が所有権を原始的に取得するものであり、事業者は、第〔29〕条第1項に基づく引渡しの前後を問わず、譲渡、地上権、使用貸借による権利、賃借権等の使用若しくは収益を目的とする権利の設定、質権、抵当権等の担保権の設定その他一切の処分を行うことはできない。
- 2 事業者は、本施設について、市が完全な権利を取得し又は行使することを妨げる行為を行ってはならず、また、かかる権利の取得及び行使のために必要な一切の行為

を行う。

第31条（契約不適合責任）

- 1 市は、解体対象施設及び引き渡された本施設が本事業関連書類、総合工程表、設計図書及び市と事業者間の合意事項の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して、その責任と費用において、相当の期間を定めて本施設の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市の請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、当該期間内に履行の追完がないときは、市はその不適合の程度に応じて本施設に係る施設整備費等の合計額の減額の請求及び損害賠償の請求をすることができる。但し、次に掲げるいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに減額の請求及び損害賠償の請求をすることができる。当該請求とともに、本契約を解除（以下、本条において「請求等」という。）することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であると市が合理的に認めるとき
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき
- 4 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 5 第1項の請求をすることのできる期間（以下、本条において「契約不適合責任期間」という。）は、第[29]条第1項に基づく引渡日から2年（但し、当該契約不適合が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）は、10年）とする。但し、当該期間のうちに市が契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに第4項による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 6 市は、本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第5項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。但し、事業者が当該契約不適合を知っていたときは、この限りではない。
- 7 市は、本施設の契約不適合が市の指示により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。但し、事業者が当該指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 8 事業者は、〔建設企業をして、〕本事業関連書類に従い、第〔31〕条第1項に基づく引渡日後2年後に市が契約不適合点検（瑕疵担保検査）を行【い／うにあたり、これに協力することとし】、事業者の責任及び費用負担において、要求水準及び事業者提案への適合状況の確認、発生している不具合（予兆を含む。）の原因確認、工事における瑕疵による不具合の有無及び是正、その他の不具合に係る対応方法の提案を行【う／わせる】ものとする。

第4章 施設整備費等の支払

第32条（施設整備費等の支払）

- 1 市は、別紙3に定める金額及びスケジュールに従い、本契約に基づく業務に係る対価として施設整備費等を支払う。
- 2 建設業務費及び工事監理業務費については、別紙3の規定に従い、事業者は、各事業年度において検査に合格した出来高に応じた金額の支払いを市に請求することができるものとし、市は請求書の受領後すみやかに支払う。
- 3 事業者は、公共の公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、履行期間の末日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下、本条において「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、別紙3の規定に従い、建設業務費について、前払金を請求することができる。
- 4 前払金は、材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費及び仮設費並びに現場監理費及び一般管理費等のうち、工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。なお、工事の現場監理費及び一般管理費等のうち工事の施工に要する費用に係る支払に充当するについては、前払金の100分の25を超える額を充当してはならない。
- 5 市は、保証契約が解除されたときは、事業者をして前払金の全部又は一部を返還させる。

第33条（施設整備費等の改定、減額及び支払の留保）

- 1 市の行為（市の政策変更を含む。）、法制度、税制度又は許認可の新設・変更（但し、本事業に類型的に若しくは特別に影響を及ぼす法令等の変更又は消費税その他これに類似の税制度の新設若しくは変更（税率の変更を含む。）に限る。）、賃金水準若しくは物価水準の著しい変動、又は不可抗力により建設業務に係る費用が当初の見積から変更された場合、市は、別紙4に従って施設整備費等を改定する。
- 2 市は事業者による本業務の履行状況を確認するため、別紙5の規定に従い、モニタリングを行う。モニタリングの結果、設計業務又は建設業務に関し、市が要求水準書において求める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は、当該事項が改善されるまでの間、施設整備費等の支払を留保することができる。市が本項に基づき支払を留保している間の利息は、これを付さない。
- 3 本事業の実施に起因して（原因の如何を問わない）、施設整備費等が減少した場合、市は、かかる減少分を減額する。
- 4 前項の規定は、事業者が、施設整備費等の減額につながる設計図書や施工方法等の変更の提案を、事業者の適正な利益を確保した上で市に対して行うことを妨げるものと解してはならない。また、事業者は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第5章 改善要求

第34条（改善要求）

- 1 市は、事業者が実施する本事業が本事業関連書類の水準を満たしていない又は満たしていないおそれがあると判断したときは、事業者にその改善を求めることができる。
- 2 事業者は、前項に基づく改善要求を受けた場合、速やかに改善・復旧計画書を作成し、市の確認を得た上で、自らの責任及び費用負担において改善措置を講じ、その結果を市に報告しなければならない。
- 3 市は、事業者が合理的な期間内に改善・復旧計画書を提出しない場合、又は事業者が改善・復旧計画書に定められた期限までに改善措置を行っていない場合は、再度、事業者に改善を求めることができる。
- 4 事業者は、第1項に基づく改善要求を受けたにもかかわらず、事業者が改善・復旧計画書に定められた期限までに改善措置を講じないことにより市に生じた追加費用及び損害を負担する。
- 5 市は、第1項及び第3項に基づく改善要求を繰り返しても、本事業が本事業関連書類の水準を満たすことが明らかに困難であると認めた場合には、事業者に対して書

面で通知した上で、その裁量により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第6章 法令等の変更又は不可抗力

第35条（法令等の変更）

- 1 事業者は、本契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本施設が設計図書に従い建設若しくは工事をできなくなった場合、又は本事業関連書類に従って本事業を実施することができなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、本契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、市及び事業者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本施設の設計及び建設の変更、本引渡予定日、本供用開始予定日並びに本契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に（但し、市が合理的に認める場合は、市が定める90日以上期間内に）本契約の変更について合意が成立しない場合、市は、当該法令の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。
- 3 法令等の変更により、建設業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は、以下の各号のいずれかに該当する場合には市がこれを負担し、それ以外の法令等の変更については事業者が全てこれを負担する。
 - (1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更
 - (2) 消費税又はその他これに類似する税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

第36条（不可抗力）

- 1 事業者は、不可抗力により、本施設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は本事業関連書類で提示された条件に従って本事業を実施することができなくなった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、事業者及び市は、当該通知が発せられた日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、事業者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本施設の設計及び建設、本引渡予定日、本供用開始予定日並びに本契約の変更について協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内に（但し、市が合理的に認める場合は、市が定める90日以上の期間内に）本契約の変更について合意が成立しない場合、市は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知することができ、当該通知がなされた場合、事業者はこれに従い本事業を継続する。
- 3 不可抗力により、建設業務につき事業者合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用及び損害の額（但し、事業者が不可抗力により保険金を受領することができる場合、当該保険金の額を控除する。）が、累計で、建設業務費及び工事監理業務費の合計額の100分の1に至るまでは、事業者が全てこれを負担し、これを超える額については、市がこれを負担する。

第7章 本契約の期間及び解除

第37条（本契約の期間）

本契約の期間は、本契約締結日から本事業関連書類に基づく市及び事業者の義務の履行が完了した日までの期間とする。

第38条（建設業務の開始前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 本契約の締結日以降、建設業務の開始までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。
 - (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
 - (2) 事業者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について申立てがなされたとき。
 - (3) 事業者が手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
 - (4) 事業者が本契約の履行を放棄したと認められるとき。
 - (5) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (6) 事業者（構成員及び協力企業を含む。以下本号において同じ。）が次のいずれかに該当したとき。

- ① 事業者の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団の構成員であるとき。
- ② 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められること。
- ③ 事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団の構成員を利用する等しているとき。
- ④ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団の構成員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ⑤ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団の構成員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。
- ⑥ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑦ 本事業敷地又は本施設を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき。
- ⑧ 事業者の役員等が、自ら又は第三者を利用して、市職員、市の委託先、その他市の関係者に対し詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、信用を毀損し又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

(7) 事業者が以下に該当することが判明したとき。

- ① 本事業に関し、事業者（構成員及び協力企業を含む。以下①～④において同じ。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、事業者が構成事業者である事業者団体（本号及び次号において「事業者等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者等に対して行われたときは、事業者等に対

する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- ③ 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - ④ 本事業に関し、事業者（役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - ⑤ 構成員又は協力企業のいずれかにおいて、本事業の入札に係る入札説明書等に定める入札参加資格（以下本号で「本件参加資格」という。）を欠くに至ったとき。但し、構成員又は協力企業が本件参加資格を欠くに至った場合で、事業者が、本件参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、本件参加資格を有する企業（本事業の入札に参加し、落札に至らなかった入札参加者を除く。）を補充し、市が本件参加資格の確認及び事業者の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、この限りではない。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の本件参加資格を確認する基準日は、当初の構成員又は協力企業が本件参加資格を欠いた日とする。
- (8) 事業者が、事業者の雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法（昭和34年法律第137号。その後の改正を含む。）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。
 - (9) 事業者が正当な理由なく市の実地調査及びモニタリング結果に基づく是正の要求、又は是正指示に対する対応を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告、説明若しくは資料の提出を怠ったとき。
 - (10) 総合工程表及び本契約にて定める期限までに設計図書が提出されないとき。
 - (11) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本着工予定日を過ぎても建設業務を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。

- (12) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、構成員が別紙7の様式による構成員誓約書に違反し、又は事業者による本契約に基づく表明保証若しくは構成員による別紙7の様式による構成員誓約書に基づく表明保証が真実でなく、違反又は不実により本契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- 2 前項において、市は事業者に対して書面で通知した上で、その裁量により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前項の措置によらず、事業者は、市に対して、第[20]条第6項及び第[29]条第3項に基づく違約金の他、施設整備費等の合計額の10分の1に相当する金額又は市及び事業者が別途合意する金額を違約金として市の指定する期間内に支払う。また、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、合理的な範囲で事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 4 第1項に定める事由が、本契約及び取引上の社会通念に照らして、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第3項の規定は適用しない。
- 5 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、構成員及び協力企業は連帯して、市の請求に基づき、第3項に規定する施設整備費等の合計額の10分の1に相当する金額に加えて、施設整備費等の合計額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第1項第7号①に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 第1項第7号④に規定する刑に係る確定判決において、構成員又は協力企業のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

第39条（建設業務の開始前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 本契約締結日以後、建設業務の開始までの間において、市が本契約上の義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、通知が市に到達した日から60日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本契約を解除することができる。
- 2 前項にかかわらず、事業者は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 第[18]条の規定により設計図書を変更したため、施設整備費等の合計額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 市が本契約に違反し、当該違反により本契約の履行が不可能になったとき。

- 3 前2項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を賠償する。但し、前2項の事由が、本契約及び取引上の社会通念に照らして、市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

第40条（建設業務の開始前の不可抗力又は法令等の変更による契約の解除）

本契約締結日以後、建設業務の開始までの間において、本契約締結後に生じた不可抗力又は法令等の変更により本事業の継続が不可能又は著しく困難であること（本事業の継続に過分の費用を要する場合を含む。）が判明した場合、市は、事業者に対して書面で通知した上で、本契約を解除することができる。

第41条（本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 建設業務の開始以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。
 - (1) 第[38]条第1項第1号から第9号のいずれかの事由が生じたとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までの期間内に本施設が完成しない又は完成しないことが合理的に見込まれ、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - (3) 事業者が本引渡予定日までの期間内に本施設を市に引き渡さないとき。
 - (4) 事業者が正当な理由なく完成確認の結果に基づく是正の要求、又は是正指示に対する対応を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告、説明若しくは資料の提出を怠ったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、構成員が別紙7の様式による構成員誓約書に違反し、又は事業者による本契約に基づく表明保証若しくは構成員による別紙7の様式による構成員誓約書に基づく表明保証が真実でなく、違反又は不実により本契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- 2 前項において、市は事業者に対して書面で通知した上で、その裁量により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前項に基づく措置がとられた場合、事業者は、市に対して、第[20]条第6項及び第[29]条第3項に基づく違約金の他、施設整備費等の合計額の10分の1に相当する金額又は市及び事業者が別途合意する金額を違約金として市の指定する期間内に支払う。また、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かか

- る超過額について、合理的な範囲で事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 4 第1項に定める事由が、本契約及び取引上の社会通念に照らして、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第3項の規定は適用しない。
 - 5 市が第2項により本契約の解除を選択した場合において、出来高部分が存在する場合、市は、これを検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受け、当該出来高部分の代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、相殺後の代金の残額を、市の選択により、一括又は分割で支払う。なお、第[32]条第3項による前払金が引渡し済みの出来高額を上回るときは、事業者は、前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額に加えて、その上回る額を市に返還しなければならない。
 - 6 前項の場合において、市が本施設の出来高部分の引渡しを受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本事業敷地を更地（建物及び工作物並びに地下構造物の全てを撤去し、整地した状態をいう。以下同じ。）の状態に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。

第42条（本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 建設業務の開始以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、市が本契約上の義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、通知が市に到達した日から60日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合であっても、本施設の出来高部分が存在する場合、市は、これを検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合、市は、事業者に対し、市が事業者に対して支払うべき金額に、市の選択により、一括又は分割で支払う。なお、第[32]条第3項による前払金が引渡し済みの出来高額を上回るときは、事業者は、その上回る額を市に返還しなければならない。
- 3 前項の場合において、市が本施設の出来高部分の引渡しを受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本事業敷地を更地（建物及び工作物並びに地下構造物の全てを撤去し、整地した状態をいう。以下同じ。）の状態に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を賠償する。但し、第1項の事由が、本契約及び取引上の社会通念に照らして、市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

第43条（本施設引渡し前の不可抗力又は法令等の変更による契約の解除）

- 1 建設業務の開始後、本施設の引渡しまでの間において、本契約締結後に生じた不可抗力又は法令等の変更により本事業の継続が不可能又は著しく困難であること（本事業の継続に過分の費用を要する場合を含む。）が判明した場合、市は、事業者に対して書面で通知した上で、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合であっても、本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合、市は、事業者に対し、市が事業者に対して支払うべき金額に、市の選択により、一括又は分割で支払う。

第44条（市による任意解除）

- 1 市の政策変更により本事業の継続の継続が困難となった場合、市は、事業者に対して書面で通知した上で、本契約を解除することができる。
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を賠償する。

第45条（終了手続きの負担）

本契約の終了に際し、終了手続きに伴い発生する諸費用（事業者の清算に伴う諸費用を含む。）については、事業者がこれを負担する。

第8章 表明・保証及び誓約

第46条（事業者による表明・保証）

事業者は、市に対して、本契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

- (1) 事業者は、別紙6に記載の構成員をして、本事業の遂行を目的として日本国の法律に基づき適法に組成され、有効に存続する組合であり、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。また、各構成員は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約の締結及び履行に必要な完全な権利能力を有している。
- (2) 事業者（構成員を含む。以下本号において同じ。）による本契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、本契約を締結し、履行することにつき、法令上及び共同企業体協定書その他事業者の内部規則上要求されている一切の手続きを履践している。また、本契約に事業者の権

限者として署名又は記名捺印する者は、法令上及び共同企業体協定書その他事業者の内部規則上必要とされる手続に基づき、事業者を代表して当該本関連契約に署名又は記名捺印する完全な権限を付与されている。また、本契約に各構成員の権限者として署名又は記名捺印する者は、法令上及び各構成員の社内規則上必要とされる手続に基づき、当該構成員を代表して当該本関連契約に署名又は記名捺印する完全な権限を付与されている。

- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者（構成員を含む。以下本号において同じ。）に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。
- (4) 共同企業体協定書は、構成員により適法に締結されており、日本法に基づき、適法、有効かつ構成員に対し拘束力ある構成員の債務を構成し、共同企業体協定書の規定に従い、構成員に対して執行可能である。また、本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者及び構成員の債務を構成し、本契約の規定に従い、事業者及び構成員に対して執行可能である。
- (5) 事業者（構成員を含む。以下本号において同じ。）は次のいずれにも該当しない。
 - ① 事業者の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団の構成員であること。
 - ② 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められること。
 - ③ 事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団の構成員を利用する等していること。
 - ④ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団の構成員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ⑤ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団の構成員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。
 - ⑥ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - ⑦ 事業者の役員等が、自ら又は第三者を利用して、市職員、市の委託先、その他市の関係者に対し詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、信用を毀損し又は業務を妨害する行為、

その他これらに準ずる行為を行っていること。

第47条（事業者による誓約）

事業者は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、本契約を市に対して誓約し、事業者組成時の構成員をして、別紙7の様式による構成員誓約書を本契約の締結と同時に市に提出すること。また、事業者の構成員に追加があった場合には、当該追加された構成員をして、別紙7の様式による構成員誓約書を当該追加と同時に市に提出すること。

第9章 一般規定

第48条（事業者の守秘義務）

- 1 事業者は、本契約の履行に関し市から開示を受けた全ての情報のうち、次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 市から開示を受ける以前に既に事業者が自ら保有していた情報
 - (3) 市が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 市から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 市から開示を受けた後事業者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (7) 市が法令等に基づき開示する情報
- 2 事業者は、本契約で定める義務の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 構成員、並びに協力企業及びその者から更に請負又は受託した者による第1項及び前項の違反は、事業者による違反とみなす。
- 4 事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等を行う場合等、相手方及び構成員に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 5 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

第49条（知的財産権）

- 1 本契約の履行に関連して、市が事業者に対して提供した情報、書類、図面等の著作

権及びその他の知的財産権で市が保有するものは、市に留保される。

- 2 本契約の履行に関連して、事業者が市に対して提供した図面等の成果物（設計図書を含む。以下同じ。）の著作権及びその他の知的財産権で事業者が保有するものは、事業者に属する。但し、事業者は、第[15]条第1項及び第[17]条第1項により市に提出した記録保存に係る成果物が著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る事業者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいい、同法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を当該成果物の提出時に市に無償で譲渡する。
- 3 市は、市が必要と認めるときは、事業者から提出を受けた図面等の成果物を無償で利用できるものとする。当該利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 4 事業者は、市が事業者に対して提供した図面等の成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（市を除く。以下、本条において、同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
 - (1) 市が事業者に対して提供した情報、書類、図面等及び本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市が委託し、又は請け負わせる第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること（但し、本施設に係る管理規約その他の規則等に従うことを前提とする。）。
 - (3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと（但し、本施設に係る管理規約その他の規則等に従うことを前提とする。）。
- 5 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 本施設に係る図面又は本施設の内容を公表すること。
 - (3) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- 6 事業者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）について、著作物に該当するとしないうにかかわらず、市が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製すること、及び守秘義務の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 7 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。
- 8 事業者は、その作成する一切の成果物及び関係書類（設計図書等及び本施設を含む。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。また、事業者は、本事業の実施に関連して第三者の保有する著作権及びその他の知的財産権を侵害し、又は事業者が作成した成果物が保有する著作権及びその他の知的財産権を侵害した場合、それによって第三者に生じた損害の一切を賠償しなければならない。また、著作権及びその他の知的財産権の侵害に関して、市が損害の賠償を行い、又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、損害及び費用の全額を補償しなければならない。

第50条（損害賠償）

- 1 事業者は、本契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 事業者は、本事業の実施に関連して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 市は、本契約に定める義務を履行しないため事業者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第51条（保険）

事業者は、本施設の建設業務に関連する損失及び損害に備えて、別紙8に定められた種類及び内容の保険を建設業務開始日までに付保するとともに、保険契約締結後速やかに保険証券の写しを市に提出しなければならない。

第52条（権利の譲渡等）

事業者は、本契約、その他の本事業について事業者が市との間で締結した契約において明示的に許容されている場合を除き、本契約、その他の本事業について事業者が市との間で締結した契約により生ずる権利（契約保証金に係る返還請求権を含むがこれに限られない。）又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

第53条（違約金等に係る利息の算定）

- 1 本契約に基づき事業者が市に支払うべき違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。

- 2 本契約に基づき市が事業者を支払うべき金銭を本契約に定める期間内に支払わないときは、市は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、本契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。その後の改正を含む。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を事業者を支払わなければならない。

第54条（本契約に係る日割計算）

市及び事業者が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

第55条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本契約に定める請求、通知、報告、是正、承認、催告、提出及び解除は、書面により行わなければならない。なお、建設業法（昭和24年法律第100号。その後の改正を含む。）その他の法令等に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。但し、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 2 本契約の履行に関して市と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）の定めに従う。
- 4 本契約における期間の定めについては、本契約に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- 5 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第56条（信義誠実等の義務・疑義の決定）

- 1 市及び事業者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 本契約に関して疑義があるときは、市及び事業者間で協議の上決定する。

第57条（修正・変更）

本契約の条項は、市及び事業者の書面による合意によってのみ修正又は変更される。

第58条（準拠法）

本契約は、日本国の法令に準拠する。

第59条（裁判管轄等）

- 1 本契約において、市及び事業者とが協議して定めるものにつき協議が整わず、市の定めたものに事業者が不服のある場合その他本契約に関して市及び事業者との間に紛争を生じた場合には、市及び事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号。その後の改正を含む。）による兵庫県建設工事紛争審査会（以下、本条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 市及び事業者は、その一方又は双方が前項の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。
- 3 本契約に関する第1審の訴えの管轄は、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所とすることに合意する。

第60条（業者調査への協力）

市が、この契約に係る市の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、市は、事業者に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号。その後の改正を含む。）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、事業者は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

第61条（その他）

本契約に記載のない事項又は検討すべき事項その他不測の事態が生じたときは、本契約の趣旨に従い、市及び事業者間の協議により、信義誠実を旨として、これを処理する。

別紙1 事業日程

※本項は、提案内容に応じて作成します。

対象業務	対象区分	対象施設	日程
設計業務	A	建設	令和●年●月～令和●年●月 基本設計完了予定日：令和●年●月●日 実施設計完了予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 解体設計完了予定日：令和●年●月●日
	B	建設	令和●年●月～令和●年●月 基本設計完了予定日：令和●年●月●日 実施設計完了予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 解体設計完了予定日：令和●年●月●日
	C	建設	令和●年●月～令和●年●月 基本設計完了予定日：令和●年●月●日 実施設計完了予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 解体設計完了予定日：令和●年●月●日
	D	建設	令和●年●月～令和●年●月 基本設計完了予定日：令和●年●月●日 実施設計完了予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 解体設計完了予定日：令和●年●月●日
	E	建設	令和●年●月～令和●年●月 基本設計完了予定日：令和●年●月●日 実施設計完了予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 解体設計完了予定日：令和●年●月●日
	F	建設	令和●年●月～令和●年●月 基本設計完了予定日：令和●年●月●日 実施設計完了予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 解体設計完了予定日：令和●年●月●日
建設業務・工事 監理業務	A	建設	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 引渡予定日：令和●年●月●日 供用開始予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 解体完了予定日：令和●年●月●日
	B	建設	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 引渡予定日：令和●年●月●日 供用開始予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 解体完了予定日：令和●年●月●日
	C	建設	令和●年●月～令和●年●月

			着工予定日：令和●年●月●日 引渡予定日：令和●年●月●日 供用開始予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 解体完了予定日：令和●年●月●日
	D	建設	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 引渡予定日：令和●年●月●日 供用開始予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 解体完了予定日：令和●年●月●日
	E	建設	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 引渡予定日：令和●年●月●日 供用開始予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 解体完了予定日：令和●年●月●日
	F	建設	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 引渡予定日：令和●年●月●日 供用開始予定日：令和●年●月●日
		解体	令和●年●月～令和●年●月 着工予定日：令和●年●月●日 解体完了予定日：令和●年●月●日

別紙2 各業務の委託又は請負企業一覧

業務名		委託・請負先		
		商号・名称	所在地	本プロジェクトにおける立場
1				【代表企業／構成員 ／協力企業】
2				【代表企業／構成員 ／協力企業】
3				【代表企業／構成員 ／協力企業】
4				【代表企業／構成員 ／協力企業】
5				【代表企業／構成員 ／協力企業】
6				【代表企業／構成員 ／協力企業】
7				【代表企業／構成員 ／協力企業】
8				【代表企業／構成員 ／協力企業】
9				【代表企業／構成員 ／協力企業】

別紙3 施設整備費等の支払方法

1 施設整備費等の構成

施設整備費等は、次のとおり構成されるものとする。対象施設は事業者の提案により決定する。

施設整備費等		対象施設		
設計業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査業務 ・各種申請及び関連業務 ・設計業務 ・解体設計業務 	A	建設	
			解体	
		B	建設	
			解体	
		C	建設	
			解体	
		D	建設	
			解体	
		E	建設	
			解体	
		F	建設	
			解体	
建設業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請及び関連業務 ・解体・撤去工事業務 ・土木・建設工事業務 ・備品等調達及び設置業務 	A	建設	
			解体	
		B	建設	
			解体	
		C	建設	
			解体	
		D	建設	
			解体	
		E	建設	
			解体	
		F	建設	
			解体	
工事監理業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請及び関連業務 ・工事監理業務 	A	建設	
			解体	
		B	建設	
			解体	
		C	建設	
			解体	
		D	建設	
			解体	
		E	建設	
			解体	
		F	建設	
			解体	
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の調達設置費 ・SPC設立経費・運営経費等 ・モニタリング業務 ・その他設計業務・建設業務・工事監理業務に関する費用 	(全施設・業務対象)		

2 施設整備費等の支払方法

(1) 設計業務費

設計業務費は、設計業務に係る費用の合計額とし、対象施設により、A～Fに区分される。設計業務費は、当該区分の対象施設全ての設計業務の完了後に一括払いとする。

事業者は、市の設計業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を市に提出する。

市は、請求を受けた日から30日以内（建設業務費とあわせて請求する場合は40日以内）に、事業者に対して設計業務費を支払う。

なお、設計業務費に係る消費税については、設計業務費の支払時に支払う。

(2) 建設業務費

建設業務費は、建設業務に係る費用の合計額とし、対象施設により、A～Fに区分される。建設業務費は、当該区分の対象施設の出来形に応じて支払うものとする。

市は、建設業務に係る費用について、事業者の提案による出来形予定額を限度として支払うものとし、事業者は、市による出来形の確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を市に提出する。

市は、請求を受けた日から40日以内に、事業者に対して建設業務費を支払う。

なお、建設業務に係る消費税については、建設業務費の支払時に支払う。

また、業務に着手している対象施設部分の建設業務費については、第[32]条第3項に基づき、対象施設の建設業務費の出来高予定額の10分の4を限度として前払金の請求ができる。前払金を請求する場合、事業者は神戸市の「公共工事の前払金に関する事務処理要綱」及び「前払金の交付申請・請求について」に基づき、請求を行うこと。

市は、請求を受けた日からすみやかに、事業者に対して前払金を支払う。

(3) 工事監理業務費

工事監理業務費は、工事監理業務に係る費用の合計額とし、対象施設により、A～Fに区分される。工事監理業務費は、当該区分の対象施設の出来形に応じて支払うものとする。

市は、工事監理業務に係る費用について、事業者の提案による出来形予定額を限度として支払うものとし、事業者は、市による出来形の確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を市に提出する。

市は、請求を受けた日から30日以内（建設業務費とあわせて請求する場合は40日以内）に、事業者に対して工事監理業務費を支払う。

なお、工事監理業務に係る消費税については、建設業務費の支払時に支払う。

(4) その他費用

その他費用は、設計業務・建設業務・工事監理業務に関連して本契約の履行に必要な費用の合計額とする。その他費用は、事業者の提案に応じて支払うものとする。

事業者は、支払年度の3月末日を目途に、当該業務に係る請求書を市に提出する。

市は、請求を受けた日からすみやかに、事業者に対してその他費用を支払う。

なお、その他費用に係る消費税については、その他費用の支払時に支払う。

[別表 提案に従って支払表を作成]

別紙4 施設整備費等の改定方法

1 施設整備費等の改定方法

施設整備費等のうち、物価変動による改定は建設業務費を対象に実施するものとする。

(1) 建設業務費

建設業務費は、全体スライド、単品スライド、インフレスライド条項に準じて施設整備期間中の改定を行うものとする。

ア 全体スライド

契約締結日（改定を行った場合は前回改定の基準日）から12か月を経過し、引渡し2か月前までを改定の申し入れ期間とする。

入札公告日の属する月の前3か月分の指標値（3か月分の平均値）と請求日の属する月において確定している直近3か月分の指標値（3か月分の平均値）を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

$P_n = P_0 \times (\text{Index}_0 / \text{Index}_r) - P_0 \times 1.5\%$ <p>ただし、$\text{Index}_0 / \text{Index}_r - 1 \geq 1.5\%$</p> <p>$P_n$: 改定後の建設業務費 P_0 : 事業者提案に示された建設業務費 Index_0 : 事業者の請求月の指数（前3か月の平均値） Index_r : 入札公告日が属する月の指数（前3か月の平均値） ※ Index : 指数</p>

改定率は少数点以下第四位を切り捨て、改定後の建設業務費の1円未満の部分は切り捨てとする。改定は、費用項目ごとではなく施設ごとの合計額に対して行うこととする。

改定にあたって使用する指標は、次のとおりとするが、採用している指標が消滅したり、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

建築	建築費指数	<ul style="list-style-type: none"> ・都市別指数（大阪） ・構造別平均（SRC・RC・S） ・工事原価
土木	建設工事費デフレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・土木総合

イ 単品スライド

特別な要因により、施設整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設業務費が不相当となったときは、市又は事業者は、当該費用の変更を請求することができる。詳細は神戸市の運用マニュアルに準じるものとする。

ウ インフレスライド

予期することのできない特別の事情により、本施設の施設整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設業務費が不相当となったときは、市又は事業者は、当該費用の変更を請求することができる。詳細は神戸市の運用マニュアルに準じるものとする。

1 総則

(1) 基本的な考え方

事業期間を通じて適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者が実施する各業務の実施状況について、事業者自らが確認及び管理（以下「セルフモニタリング」という。）するとともに、市がこれをモニタリングし、本事業関連書類に従い、要求水準書及び事業者が提案した業務内容・業務水準（以下「要求水準等」という。）を達成していること及び達成しないおそれがないことを確認する。

市が実施するモニタリングは、基本的には事業者が実施するセルフモニタリングの結果を活用して実施する。ただし、市が直接実地調査や現場スタッフに対するヒアリング、独自の利用者アンケート等の補足的なモニタリングを実施する場合もある。

市がモニタリングを実施した結果、事業者の責めに帰す事由により、要求水準等が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、市は事業者に対して是正勧告、契約解除等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を行うことは、事業契約書に基づく市の契約解除権の行使を妨げるものではないので留意すること。

(2) モニタリングの対象

モニタリングの対象は、原則として入札説明書等で定めるすべての内容を網羅するものとする。ただし、要求水準等に定めのない事項であっても、適正かつ確実な業務の履行に影響のある場合は、市と事業者が協議して、モニタリングの対象として定めることができる。

(2) モニタリングの費用負担

モニタリングの実施に際して、市に発生した費用は市の負担とする。ただし、市が実地調査等を行う場合に、事業者に発生する費用は、事業者の負担とする。

事業者が実施するセルフモニタリング及び報告書の作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

2 モニタリングの実施方法

(1) 基本的な考え方

事業者は、設計・建設に係るセルフモニタリングを実施することを前提に、要求水準等に基づき、確認項目、時期及び確認方法等を示したモニタリングの実施計画を策定（以下「要求水準等確認計画書」という。）し、市の確認を受ける。

事業者は、設計業務、工事監理業務、建設業務の履行に伴って作成する以下の各提出書類、成果物及び施工状況を基に、各業務の履行について要求水準等確認計画書に従い確認を行い、その結果を市に「要求水準等確認報告書」として提出し報告を行う。

	提出書類	提出時期
共通	①総合工程表	契約締結後速やかに
	②体制表	契約締結後速やかに
設計業務	①設計業務計画書	設計業務の着手前
	②基本設計方針	基本設計開始前
	③基本設計図書	基本設計完了時
	④請負代金内訳書	基本設計完了時
	⑤実施設計工程表	実施設計開始前
	⑥実施設計図書	実施設計完了時
	⑦総括工事費内訳書	実施設計完了時
建設業務	①建設業務計画書	建設工事着手の7日前まで
	②建設業務に関する工程表（全体施工工程表、月間工程表、週間工程表及び工種別工程表を含む）	随時提出

	③月次報告書	作成対象期間の翌月 5 日まで
	④四半期業務報告書	作成対象期間の翌月 5 日まで
	⑤年次業務報告書	作成対象期間の翌月 5 日まで
	⑥工事完成図書	竣工時
	⑦長期修繕計画書	各施設が供用する 2 か月前まで
工事監理業務	①工事監理業務計画書	建設工事着手の 7 日前まで
	②月次報告書	作成対象期間の翌月 5 日まで
	③四半期業務報告書	作成対象期間の翌月 5 日まで
	④年次業務報告書	作成対象期間の翌月 5 日まで

※その他の書類及び提出内容詳細については、成果品一覧を参照するとともに、業務実施時に市と協議を行うこと。

なお、要求水準等確認計画書・同報告書の作成は、各業務につき関係法令に基づく責任を負う者が実施するものとするが、事業者はこれを提出し、包括的な責任を負う。

提出書類	提出時期
①要求水準等確認計画書	契約締結後速やかに
②要求水準等確認報告書	基本設計完了時 実施設計完了時・解体設計完了時 解体工事完了時・竣工時

市は、事業者の報告に基づき、速やかに確認を行い、事業者の提出する各提出書類、成果物、実際の施工状況等を基に、要求水準等の内容を満たしているかを確認する。

また、市は必要と認めた場合に施工状況の重点的な確認を行う場合がある。

(2) モニタリングの方法

ア 設計段階のモニタリング

a 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、設計企業が実施する内容について要求水準等確認計画書に基づきセルフモニタリングを行い、その結果を要求水準等確認報告書として取り纏め、市に提出し確認を受ける。

セルフモニタリング項目の策定にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・要求水準等として規定された各項目について、具体的な性能基準・仕様等を体系的に整理すること。
- ・具体的な性能基準・仕様等が要求水準等を満足すると考える根拠等について必要に応じて記載すること。
- ・要求水準等で示す、設計と条件に関連する法令（法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。）及び基準（例えば、建築物総合環境性能評価システム等）等から本事業に関わる各項目を体系的に整理すること。

b 市によるモニタリング

市は、事業者が実施する各種業務に関し、提出された要求水準等確認報告書及び各種図面等を基に、事業者が実施するセルフモニタリングのプロセスと結果の妥当性及び事業者が作成し又は作成させた各種設計図書等が要求水準等を満たした内容となっているかについて確認する。市は以下の観点でのモニタリングを実施する。

- ・設計業務のプロセスが適切であるかの確認
- ・各種設計図書の作成段階において要求水準等が的確に設計仕様に反映されているかの確認
- ・基本設計及び実施設計の最終段階及び各種設計図書の提出時において、仕様化された内容が要求水準等に対する市の解釈に適合したものとなっていることの確認
- ・その他、事業者が市へ提出する書類等の内容が適切であるかの確認

イ 建設段階のモニタリング

a 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、建設企業が実施する建設・解体業務及び工事監理企業が実施する工事監理業務について、要求水準等確認計画書を作成し、市の確認を受ける。なお、セルフモニタリング項目の策定にあたっては、事業者が品質及び性能基準等の内容の確保について検証可能な項目の他に、特に以下の点を十分に確認できる内容となっていることに留意すること。

- ・完工後の瑕疵発見が困難かつ構造上重要な事項（躯体状況等）
- ・瑕疵があった場合の影響が大きい事項（重要な機械設備の出荷検査等）
- ・施設の安全性に直接関わる事項（天井の振れ止め等）
- ・地域の環境保全に大きく影響を与える事項（アスベストを含む旧施設の解体等）

事業者は、建設企業等が実施する内容について要求水準等確認計画書に基づきセルフモニタリングを行う。さらに、事業者は、建設企業による建設・解体業務、工事監理企業による工事監理業務に関し、業務が的確に実施されているかについて、履行状況を確認する。

事業者は、施工の各段階及び工事監理の状況について、定期的に市に対して報告を行うとともに、市が要請したときは、事前説明及び事後報告並びに各種状況等の説明を書面及び写真等で行う。

b 市によるモニタリング

市は、事業者の実施する建設・解体業務及び工事監理業務に関し、提出された要求水準等確認報告書により実施されたセルフモニタリング結果の妥当性及び事業者が作成する各種計画書・報告書等の確認等により、業務が適切に履行されているかについて確認する。

具体的には、市は以下の観点でのモニタリングを実施する。

- ・事業者が実施する建設業務及び工事監理業務が適切になされているかプロセス等の確認
- ・実施設計図書に示された内容が的確に施工されているかの確認
- ・その他、市に提出する書類等の内容が適切であるかの確認及び重要事項に関する中間確認を実施する。

なお、市は、事業者からセルフモニタリングの結果について報告及び説明を受け、また、自らも現場の確認を行うことがあるが、これらをもって事業者がその負うべき業務に関する責任を免れることはない。

c 中間確認（施工状況の重点的な確認）

市は、施工期間中に、施工の各段階で必要と認めた場合には、事業者の業務内容が、設計図書又は要求水準等確認計画書に従っているかの確認を行う。市は、特に以下の点を中心に確認を行う。

- ・完工後の瑕疵発見が困難かつ構造上重要な事項（躯体状況等）
- ・瑕疵があった場合の影響が大きい事項（重要な機械設備の出荷検査等）
- ・施設の安全性に直接関わる事項（天井の振れ止め等）
- ・地域の環境保全に大きく影響を与える事項（アスベストを含む旧施設の解体等）

なお、市は、必要に応じて、施工済部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

d 出来高確認

事業者は、施工期間中に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場棟にある工場製品の確認を市に請求する。市は、事業者立ち合いの上、事業者の業務内容が、設計図書又は要求水準等確認計画書に従っているかの確認を行うための検査を行う。この場合において、市は必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、検査又は復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

ウ 竣工時のモニタリング

a 事業者によるモニタリング（完成検査）

事業者は、各工事が完工した後速やかに、施工記録及び当該工事対象施設における検査記録等を含む完成図書を建設企業に提出させる。また、工事監理企業をしてこれを確認させ、その結果について市へ書面で報告を行う。

事業者は、自己の費用と責任において、建設企業による自主検査、工事監理企業による完工検査を実施させるとともに、法令に基づく行政検査等を受け、自ら検査を行った上で、市に対して、工事ごとに、完工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えたものを含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の工事完成図書（以下「工事完成図書」という。）を提出する。なお、市は必要に応じて各検査への立会いを求めることができる。

b 市によるモニタリング（完成確認）

市は、事業者が提出した工事完成図書等を受領し、速やかに検収を行う。

なお、事業者は市の竣工検査に際して、現場説明、施工記録等の資料提供等により、市に協力する。

（3）要求水準等未達があった場合の措置

モニタリングの結果、要求水準等を達成していない事業（以下「要求水準等未達」という。）が確認された場合、市は、事業者に対して、要求水準等未達の是正を求めるとともに、改善計画書の提出を求める。市は、当該要求水準等未達が改善されるまでの間、施設整備費等の支払を留保することができる。

事業者は、市による提出の要求を受けた場合、速やかに是正措置と是正期限について市と協議を行い、対象となる業務の是正措置を記載した是正計画書を市に提出する。

当該是正措置が適切であると市が認めた場合、事業者は是正計画書に定める是正措置を実施し、完了後速やかに実施状況を是正報告書として市に提出する。

当該是正措置が適切でないと市が認めた場合、市は事業者には是正計画書の再提出を求める。事業者は是正措置を再度検討し、市には是正計画書を再提出する。

上記を経てもなお、要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、市は、契約の一部又は全部の解除を要求することができる。

別紙6 構成員一覽

構成員 (代表企業)

住所	【住所】
商号	【商号】
代表者	【代表者】

構成員

住所	【住所】
商号	【商号】
代表者	【代表者】

構成員

住所	【住所】
商号	【商号】
代表者	【代表者】

令和●年●月●日

神戸市長 殿

構成員誓約書

王子公園再整備事業（以下「本事業」といいます。）に関して、神戸市と【JV名】（以下「事業者」といいます。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約（以下「事業契約」といいます。）に関して、事業者の組合員である【代表企業の商号】（以下「代表企業」といいます。）、【構成員の商号】及び【構成員の商号】（以下「当社ら」といいます。）は、神戸市に対して下記1. 記載の事項が真実かつ正確であることを表明及び保証し、かつ、下記2. 記載の事項を遵守することを連帯して誓約します。

なお、本構成員誓約書の有効期間は、本構成員誓約書の発行日から事業契約の終了日までとします。また、特に明示のない限り、本構成員誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 表明及び保証

- (1) 事業者が、令和●年●月●日に民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）上の組合として適法に組成され、本日現在有効に存在すること。
- (2) 事業者の本日現在における組合員は当社らだけであること。

2. 誓約事項

(1) 事業者及び組合員の権利義務等

- ① 当社らは、神戸市の事前の書面による承諾なくして、事業者を解散させることはできない。
- ② 当社らは、事業契約に基づき負担する義務を、連帯債務として負担し、共同企業体協定書に当該義務の分担に関する規定があることをもって神戸市に対抗することはできない。
- ③ 当社らは、神戸市の事前の書面による承諾なく、代表企業を変更しない。
- ④ 当社らは、神戸市の事前の書面による承諾なく、事業者の共有財産並びに事業者の組合員としての地位及び権利義務につき、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。

(2) 資金調達協力義務

提案書に従い、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために最大限努力すること。

(3) 業務の委託等

本事業に関する業務を、事業契約別紙2に記載の者が担当すること。また、本事業に関する業務に関し、事業契約別紙2に従って、協力企業との間で当該協力企業が担当する業務に係る委託契約又は請負契約を締結すること。

(4) 談合等不正行為があった場合の措置

- ① 事業契約第[38]条第1項第7号に記載するいずれかの事由が生じた場合又は生じていたことが判明した場合は、神戸市の請求に基づき、事業契約における施設整備費等（施設整備費等の変更があった場合には、変更後の施設整備費等とします。以下同様とします。）の100分の10に相当する金額を違約金（損害賠償の予定）として神戸市

の指定する期間内に支払うこと。なお、神戸市に当該違約金を超える損害があるときは、神戸市の請求に基づき、その損害額を支払うこと。

- ② 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、神戸市の請求に基づき、前号に規定する施設整備費等の100分の10に相当する金額に加えて、施設整備費等の100分の5に相当する額を違約金として神戸市の指定する期間内に支払うこと。
- 一 事業契約第[38]条第1項第7号①に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - 二 業契約第[38]条第1項第7号④に規定する刑に係る確定判決において、構成員又は協力企業のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- ③ その他前2号に定める違約金を神戸市の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を神戸市に支払うこと。

(5) その他

当社は、本書に基づく表明及び保証又は誓約に違反があった場合は、直ちに神戸市に書面により通知するとともに、神戸市に生じた損害等を連帯して賠償又は補償すること。

本構成員誓約書は日本国の法令に従って解釈され、本構成員誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は神戸地方裁判所とします。

代表企業たる構成員

住所 【○○○○○】
商号 【○○○○○】
代表者 【○○○○○】

構成員

住所 【○○○○○】
商号 【○○○○○】
代表者 【○○○○○】

構成員

住所 【○○○○○】
商号 【○○○○○】
代表者 【○○○○○】

別紙8 保険

第[51]条に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下の通りとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

※以下は事業者の提案を踏まえ追加・修正します

1 建設工事保険

事業者は建設に当たる者をして以下の要件を満たす建設工事保険（第三者賠償責任特約付）への加入を手配しその保険料を負担しなければならない。

(1) 建設工事保険

保険契約者	事業者又は建設企業
被保険者	市、事業者及び建設企業（下請負人を含む）
保険の対象	本施設の解体・建設工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、市への本施設の引渡予定日を終期とする
保険金額	建設業務費（消費税及び地方消費税の額を含む。）
補償する損害	工事現場での不測かつ突発的な事故により、工事目的物や工事中仮設物等に生じた物的損害

(2) 第三者損害責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は設計企業、建設企業
被保険者	市、事業者、工事監理企業及び建設企業（下請負人を含む）
保険期間	工事着手予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする
補填限度額	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害